

江川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む）、ごぎ（いwanaを含む）、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にぎりかき）、投網によって遊漁する場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4. 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を組合の掲げる場所において納付しなければならない。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア. 漁具、漁法	イ. 規 模
投網、たも網（にぎりかき）	網目3cm(11節)以上

2. 遊漁する場合に船を使用して採捕してはならない。（ただし、手釣、竿釣に限り美郷町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200m上流にいたるまでの区域は除く。）
3. 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法について遊漁をする場合の遊漁承認証は、イ欄に掲げる種類及びウ欄に掲げる区域とし、エ欄に掲げるとおり制限する。

ア. 漁具、漁法	イ. 遊漁承認証の種類	ウ. 遊漁できる区域	エ. 制 限
投 網	本支流券	江の川本流及び支流	1. 遊漁承認証は日券のみとし、発行枚数は年間80枚以内とする。 2. 支流において遊漁する場合は江川漁業協同組合の指定する河川において遊漁しなければならない。

	本流券	江の川本流	
--	-----	-------	--

4. 江の川本流及び支流の境界は河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の兩岸の突端を境界とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
あ ゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
も く ず が に	8月1日から11月20日まで
こい、うぐい、おいかわ(はえ)、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)	3月1日から8月31日まで

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため、あゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域(両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流)については10月20日から11月30日までとする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合は、この限りでない。

① 浜原ダム湖

② 邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200mの区間

3. 前項ただし書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報告しなければならない。

4. 第1項にかかわらず、もくずがにを対象とする遊漁については産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。

5. 第1項の公示は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

(禁止期間)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種を対象に行う遊漁については、イ欄の区域及びウ欄の期間は採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 区 域	ウ. 期 間
あ ゆ	濁川断魚溪上流	組合が定め公示する日から7月9日まで
ご ぎ (いわなを含む。)	支流亀谷川	3月1日から8月31日まで

(全長等制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
もくずがに	甲羅幅 7 cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所、組合の掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付する。ただし、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、所定の遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	手釣、竿釣	1 日	2, 0 0 0
		1 ヶ年	1 0, 0 0 0
	投 網	1 日	3, 0 0 0
		1 ヶ年	1 7, 0 0 0
こい、うなぎ、うぐい、すずき、おいかわ（はえ）、もくずがに	手釣、竿釣	1 日	5 0 0
		1 ヶ年	2, 0 0 0
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣	1 日	1, 3 0 0
		1 ヶ年	5, 0 0 0

2. 第3条第2項の区域において船を使用する場合は年額1,000円の遊漁料を別途納付する。

3. 次の表に掲げる者の遊漁料は、第1項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

肢体不自由者でその手帳を携帯しているもの（あゆを対象とする遊漁を除く）	無 料
あゆを対象とする遊漁については一般の遊漁者の1/2の遊漁料とする。	
中学生以下	無 料

4. 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合、又は二種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はその内最も高い方の遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、承認内容に応じて別記様式第1号から第3号までによる遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2. オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号から第5号によるものとする。
3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式第6号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附 則

- ・この規則は平成31年3月27日より施行する。

別記様式第1号

日鑑札

◎遊漁する場合は必ずこの証を携帯して下さい。

NO

日

年 月 日

釣投網 遊漁日鑑札

但し 投網による遊漁は江の川本流に限る

¥

遊漁者	住所	年齢 歳
	氏名	

平成 年 月 日発行

島根県邑智郡川本町
江川漁業協同組合
TEL (0855) 72-0055

担当者印

担当者印なきものは無効

漁業違反に対する主なる罰則は次のとおりです。お互いに違反のないよう注意しましょう

◎水産資源保護法違反

1. 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合（△法第5条）
2. 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用した場合（△法第6条）
3. 前2条の規定に違反して採捕したものを所持又は販売したもの（△法第7条）

罰則 上記の場合は3年以下の懲役または200万円以下の罰金

◎島根県内水面漁業調整規則違反

1. 禁漁区にて水産動植物を採捕した者
2. 覗水器を使用してする漁法を行った者
3. 水中に電流を通じてする漁法を行った者
4. 第50条第2項の規定による命令に違反した者、犯人が所持する漁獲物、その製品、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる

罰則 六ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰則金に処し、又はこれを併料する

※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。

別記様式第2号

年鑑札

腕章

魚種の記入			
漁法記入	平成	年度	遊漁証
NO	住所		
	氏名	年齢	
江川漁業協同組合			
<p>「注意事項」</p> <p>① 遊漁する場合、この遊漁証を必ず腕等見やすいところに着用すること。</p> <p>② 本遊漁証は他人に貸与したり、譲渡してはならない。</p> <p>③ 遊漁規則を遵守すること。違反した時は遊漁の中止を命じ、以後遊漁を拒絶することがある。その場合、納付の遊漁料は払い戻しをしない。</p> <p>※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。</p>			

平成 年度	
遊漁者用 (船)	
使用許可書	
住所	
氏名	
江川漁業協同組合	
<p>釣に限り、船の使用は浜原ダム堰堤中心より200M上流から信喜橋までの区域のみ認めています。</p>	

別記様式第3号

NO					
投網（川）及び本流					
遊漁日鑑札					
平成 年	<table border="1"><tr><td style="width: 50px; height: 40px;"></td><td style="width: 50px; height: 40px;"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr></table>			月	日
月	日				
3, 000円					
住所	_____				
氏名	_____才				
江川漁業協同組合					

漁業違反に対する主なる罰則は次のとおりです。お互いに違反のないよう注意しましょう。

◎水産資源保護法違反

1. 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合（全法第5条）
 2. 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用した場合（全法第6条）
 3. 前2条の規定に違反して採捕したものを所持又は販売したもの（全法第7条）
- 罰則 上記の場合は3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

◎鳥根県内水面漁業調整規則違反

1. 禁漁区にて水産動植物を採捕した者
2. 視水器を使用してする漁法を行った者
3. 水中に電流を通じてする漁法を行った者
4. 第50条第2項の規定による命令に違反した者、犯人が所持する漁獲物、その製品、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる

罰則 六ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する

※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。

別記様式第4号

つりチケ承認証様式

日鑑札

				つりチケマーク
	【 魚種の記入 】			日券
	年	月	日	顔写真
住所				
氏名				
遊漁料金			円	
取扱者	江川漁協			
注意事項				セキュリティコード

別記様式第6号

<p>平成 年度</p> <p>第 号</p> <p>漁業監視員之証</p> <p>氏名</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>江川漁業協同組合代表理事組合長</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 監視に当っては懇切に指導して下さい2. 悪質な違反については本組合へ速やかに連絡すると共に駐在所へ協力を願い出て下さい3. 漁具の没収をしてはなりません
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

腕 章

<p>漁 場 監 視 員</p> <p>江川漁業協同組合</p>
